

【日本台湾学会学術賞 推薦要領】

2022 年 1 月

- (1) 学術賞への申請者は、自薦・他薦ともに当該年度の申請開始時までに 2 年以上の会員資格を有することとする(賛助会員も推薦者となりうる)。会員資格は会費を納入していることを前提とする。原則として、同一推薦者による申請は 1 冊までとする(上下巻などの場合はあわせて1冊とみなす)。推薦にあたっては、「日本台湾学会賞学術賞規定」を参照すること。
- (2) 学術賞の対象は、2020 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日の間に刊行された、会員の日本語による単著書のうち、会員から自薦・他薦されたものとする。ただし、共著・論文集・資料集・翻訳書・事典・辞書・データベース類は対象としない。
- (3) 第一回学術賞の申請期間は、2022 年 2 月 1 日～同年 4 月 15 日とする。
- (4) 学術賞の推薦者は、学会ホームページよりダウンロードした「日本台湾学会学術賞申請書」を申請期間内に紙媒体で学会事務局に郵送すると同時に、指定アドレス<日本台湾学会事務局アドレス jats.jimukyoku@gmail.com >に同内容の電子データ(word ファイル等)を送信しなければならない。「申請書」には選考対象となる著書の要旨(400 字程度)、それが学会活動の成果と看做しうる理由(400 字程度)および推薦理由(1200 字程度)を記載する。なお、「学会活動の成果と見做しうる理由」とは、例えば、「学術大会や定例研究会での報告内容を含む」、「学会の定例研究会で書評会を行ったことがある」などを想定している。
- (5) 申請者は、自薦・他薦ともに選考対象となる著書 1 冊を、申請期間内(2022 年 2 月 1 日～同年 4 月 15 日)に学会事務局あてに郵送する。なお、「学会賞の選考用」として依頼すると、出版社が費用負担して選考委員会に献本してくれる場合もある。